

市報第15号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年12月6日

横浜市長 林 文子

財政局

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由	
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前 変更後		
30.11.1	寿町住宅 （仮称） 建替工事 及び寿町 福祉会館 （仮称） 整備工事 （建築工 事）請負 契約	松尾・小 俣・土志 田建設共 同企業体	<u>29.9.22議決</u> 契約金額 <u>1,987,200,000円</u> 完成期限 平成31年3月15日	契約金額 <u>2,005,830,241円</u> 完成期限 平成31年3月15日	工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不適当となったため

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第1号から第7号まで省略）

(8) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の1割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

地方自治法（抜粋）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価

格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。